

改正 平成27年3月31日 原規総発第1503313号 原子力規制委員会決定

原子力規制委員会文書管理要領（原規総発第120919005号）の一部を次のとおり改正する。

平成27年3月31日

原子力規制委員会

原子力規制委員会行政文書管理要領の一部改正について

原子力規制委員会行政文書管理要領の一部を別添新旧対照表のように改める。

附 則

この規程は平成27年4月1日から施行する。

(別添)

原子力規制委員会行政文書管理要領の一部改正について 新旧対照表

(傍線部分は改正箇所)

改 正 案						現 行					
第 40 条 秘密を要する文書の取扱いは、 <u>原子力規制委員会秘密文書管理要領（原規総発 号）</u> の定めるところによる。						第 40 条 秘密を要する文書の取扱いは、 <u>環境省秘密文書取扱規程（平成 13 年環境省訓令第 14 号）</u> の定めるところによる。					
別表第 3（原子力規制法令） （1）核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号）						別表第 3（原子力規制法令） （1）核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号）					
事項 番号	主管課等	専決事項	専決 者	合 議 者	委員会 への報 告の要 否	事項 番号	主管課等	専決事項	専決 者	合 議 者	委員会 への報 告の要 否
		(削る)				<u>203</u>	<u>安全規制 管理官付</u>	<u>原子炉等規制法第 7 1 条第 5 項の規定 による同法第 4 3 条の 7 第 1 項若しく は第 5 1 条の 5 第 1 項（重要な変更 に係るものを除く。）又は第 5 2 条第 1 項 若しくは第 5 5 条第 1 項（原子炉等規 制法第 5 6 条の 3 第 1 項の規定により 保安規定を定めなければならない者に 係るものを除く。）の規定による許可に あたっての文部科学大臣の意見の聴取 に関すること。</u>	<u>長官</u>		

203 ～ 424		(略)				204 ～ 425		(略)			
425	安全規制 管理官付	原子力規制委員会設置法（平成24年 法律第47号）附則第23条第2項の 規定による届出の経済産業大臣及び文 部科学大臣への写しの送付に関するこ と。	主管 課等 の長			426	安全規制 管理官付	原子力規制委員会設置法（平成24年 法律第47号。）附則第23条第2項の 規定による届出の経済産業大臣及び文 部科学大臣への写しの送付に関するこ と。	主管 課等 の長		
426	安全規制 管理官付	原子力規制委員会設置法附則第28条 第2項の規定による届出の経済産業大 臣及び文部科学大臣への写しの送付に 関すること。	主管 課等 の長			427	安全規制 管理官付	原子力規制委員会設置法（平成24年 法律第47号。）附則第28条第2項の 規定による届出の経済産業大臣及び文 部科学大臣への写しの送付に関するこ と。	主管 課等 の長		
427	安全規制 管理官付	原子力規制委員会設置法附則第29条 第2項の規定による届出の経済産業大 臣及び文部科学大臣への写しの送付に 関すること。	主管 課等 の長			428	安全規制 管理官付	原子力規制委員会設置法（平成24年 法律第47号。）附則第29条第2項の 規定による届出の経済産業大臣及び文 部科学大臣への写しの送付に関するこ と。	主管 課等 の長		
		(略)						(略)			